

その用途変更・建物の工事

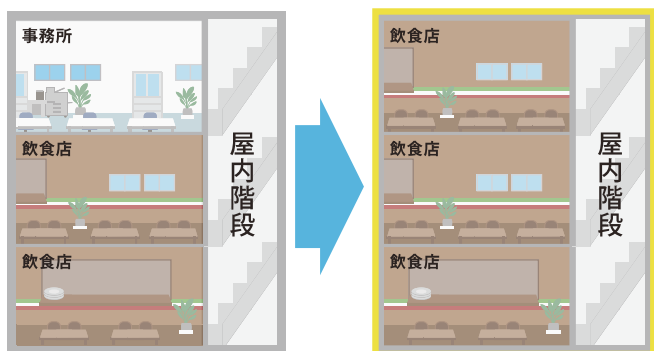
ちょっと待った!

消防署への事前相談は
しましたか?



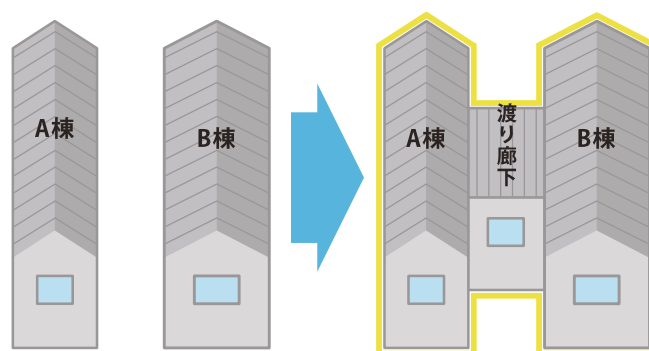
新たに消防用設備等が必要になります場合があります

事例 1 テナントの入居



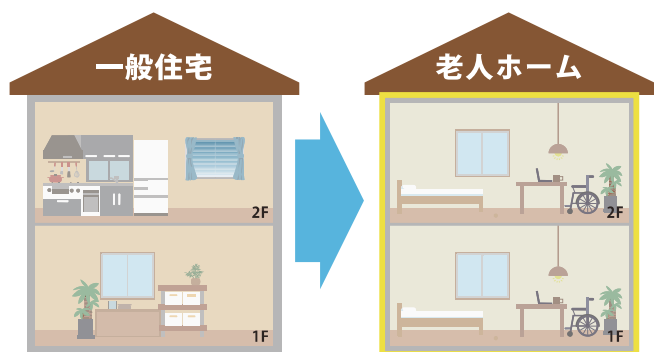
自動火災報知設備 必要

事例 2 接続・増築



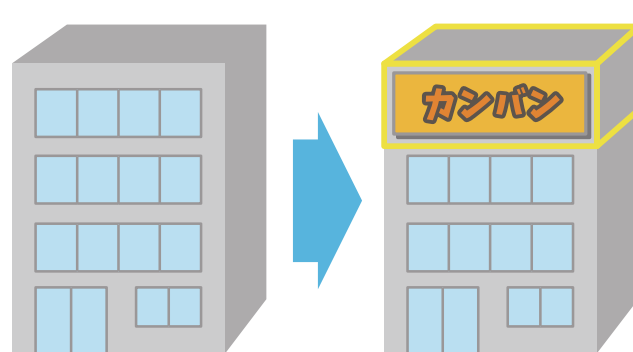
屋内消火栓設備 必要
自動火災報知設備

事例 3 使用用途の変更



スプリンクラー設備 必要
自動火災報知設備

事例 4 建物の工事(窓を塞ぐ)



スプリンクラー設備 必要



用途変更や建物の工事によって、新たに消防用設備等
が必要になる場合がありますので消防署に事前相談を
お願いします!

詳しくはコチラ



名古屋市消防局

用途変更・建物の工事等をお考えの方へ

～必要な手続き等をまとめましたのでご利用ください～



事前相談



建物がある行政区の消防署(予防課)に連絡し、予防課の担当者とは**必ず工事開始前**に相談し、消防法令で必要になる手続きや設備等を確認してください。

← 確認後

着工届



事前相談の結果、消防設備等の工事が必要になった場合は、消防用設備業者等に依頼し、**着工届**を建物のある行政区の消防署(予防課)に届出してください。

← 確認後

設置届



工事完了後、消防用設備等の試験をし、**設置届**を作成します。作成後、建物のある行政区の消防署(予防課)に**設置届**を届出してください。

← 確認後

検査



設置届を届出する際には**検査**が必要か確認してください。必要な場合は**検査**を受け、合格であれば、**消防用設備等検査済証**を交付することができます。

← 確認後

使用開始届



工事した部分のテナントや建物を利用開始する7日前までに**防火対象物使用開始届**を建物の行政区の消防署(予防課)に届出してください。

← 確認後

建物のある行政区の消防署(予防課)の連絡先はこちらをご確認ください!

| | | | | | | | |
|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| 千種消防署 | 764-0119 | 東消防署 | 935-0119 | 北消防署 | 981-0119 | 西消防署 | 521-0119 |
| 中村消防署 | 481-0119 | 中消防署 | 231-0119 | 昭和消防署 | 841-0119 | 瑞穂消防署 | 852-0119 |
| 熱田消防署 | 671-0119 | 中川消防署 | 363-0119 | 港消防署 | 661-0119 | 南消防署 | 825-0119 |
| 守山消防署 | 791-0119 | 緑消防署 | 896-0119 | 名東消防署 | 703-0119 | 天白消防署 | 801-0119 |